諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成29年1月17日(平成29年(行個)諮問第13号) 第中日、五式29年1日17日(五式29年(行個)諮問第13号)

答申日:平成29年4月17日(平成29年度(行個)答申第11号)

事件名:特定事業場が電子申請で提出した本人の雇用保険被保険者資格喪失届

の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が勤務している特定事業所が、電子申請で提出した私の雇用保険被保険者資格喪失届(会社提出年度28年度)」に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月18日付け東労発総個開第28-700号により東京労働局長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

マスキングについて不服があるため。

(2) 意見書1

ア 特定事業所は雇用しているにもかかわらず、勝手に雇用保険を職権 によって電子申請を使い労働者保護の義務である雇用保険を不当に 解約したことです。

- イ 労働局及び労基に元々おかしいですよと問い合わせしたところ、会 社で聞いてくださいとの事で、聞いたところ誰がやったか判らない との事でした。
- ウ 雇用をなくした事実を元に給料が未払いである旨話をしたところ、 それは労基に話してくださいとの事で、現況は雇用されている社員 なので会社とまず話してほしい(労働契約は民事)。
- エ 会社側は昨年10月より代理人(特定弁護士)を使い法的に雇用関係がある事は純然たる事実ですと回答は頂いているが、給料は未払いであり、これはいきさつ含め解決するので時間を下さいとの事

(これも民事かな)。

- オ しかし、平成29年2月2日現在何の連絡もよこさず、また、雇用 保険の手続においても知らぬ存ぜぬ、個別案件だからそれは別件で す。
- カ 結果,自分で追うこと以外にはない立場を,労働局や労基の方たちは理解して頂いた上制度上の問題で,開示請求をしてくださいとの事であった。
- キ 結果,個人情報の観点から妥当で無い旨通知が来たが,では一体誰が法的な根拠を示し和解する事が出来るのか,誰が罪があるのか解明できないでいる事が現状です。
- ク 別紙の通り、憲法で認められた働く自由とその雇用に関する条件などの義務化案文があるにもかかわらず、国民としての権利さえ奪う事に自身は全く納得がいきません。
- ケ 開示なくば、憲法違反で総務省を訴えるしかないのかと思っており ます。

(別紙省略)

(3) 意見書2

平成29年3月13日付けで更に不開示の意見書を書面にて求められました、しかし、当該案件は私が総務省に求めたものではなく、著しく 弱者を虐げた内容だと思います。

又,利権保護と成っておりますが,そもそも当該案件については利権 の横暴な管理を社会保険労務士及び弊社弁護士共に権利乱用だと私は感 じます。

(後略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者(以下,第3において「請求者」という。)が、法12条1項の規定に基づき、平成28年10月6日付けで行った「請求者が勤務している特定事業所が、電子申請で提出した請求者の雇用保険被保険者資格喪失届(会社提出年度28年度)」(本件対象保有個人情報)に係る開示請求に対し、処分庁が平成28年10月18日付け東労発総個開第28-700号により行った部分開示決定(原処分)を不服として、同月25日付け(同月26日受付)をもって提起されたものである。

(2)諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法14条2号及び3号イの規定に基づき部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、請求者が勤務している特定事業所が、電子申請で提出した請求者の雇用保険被保険者資格喪失届(会社提出年度28年度)(以下、第3において「対象文書」という。)であり、次に掲げる文書により構成される。

- ① 雇用保険被保険者資格喪失届
- ② 提出代行に関する証明書(継続委託用)

イ 不開示情報該当性について

対象文書の①及び②の不開示部分には、特定事業所が委託した社会保険労務士の氏名、電話番号の記載及び印影等に関する情報があり、当該部分は、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、特定事業所の印影に関する情報があり、開示することにより、 当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ があるため、法14条3号イに該当することから、原処分を維持し て不開示とすることが妥当である。

ウ 請求者の主張について

請求者は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「マスキングについて不服があるため」と主張しているが、上記イで述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、請求者の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき、平成29年1月17日付け厚生労働省発職0117第3号により諮問した平成29年(行個)諮問第13号に係る諮問書別添の理由説明書の不開示情報該当性について、下記のとおり補充して説明する。

対象文書の①及び②の不開示部分には、特定事業所が委託した社会保険 労務士の氏名、電話番号の記載及び印影等に関する情報があり、当該部分 は、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を 識別することができる情報であるため、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

加えて、委託した社会保険労務士の氏名等が明らかになった場合には、当該社会保険労務士の取引関係、顧客確保の面において、同業他社との競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できないことから、当該情報は法14条3号イにも該当し、不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年1月17日

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年2月3日

審査請求人から意見書1及び資料を収受

④ 同月8日

審議

⑤ 同年3月9日

本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑥ 同月13日

諮問庁から補充理由説明書を収受

(7) 同月27日

審査請求人から意見書2を収受

⑧ 同年4月13日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象保有個人情報は、「私が勤務している特定事業所が、電子申請で提出した私の雇用保険被保険者資格喪失届(会社提出年度28年度)」に記録された保有個人情報であり、具体的には、①雇用保険被保険者資格喪失届及び②提出代行に関する証明書(継続委託用)に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号及び3号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象保 有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性につ いて、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1)①雇用保険被保険者資格喪失届には、特定事業所が委託した社会保険 労務士の氏名及び電話番号が、②提出代行に関する証明書(継続委託用) には、特定事業所が委託した社会保険労務士の事務所名称、事務所所在 地、登録番号、氏名及び印影が記載されている。

当該部分は、審査請求人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開

示すると、当該事業を営む個人が特定事業主との間で委任契約を締結していること等が明らかとなり、当該事業を営む個人の取引関係、顧客確保の面において、同業他者との競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じることは否定できない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2)②提出代行に関する証明書(継続委託用)には、特定事業所の印影が記載されている。

当該部分は、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2 号及び3号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号イに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子